

参 考 资 料

北海道クリーン農業推進計画（第6期）策定の経過等

1 計画策定の経緯

北海道では、健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめる「クリーン農業」を平成3年から推進。

クリーン農業の推進に当たっては、平成3年以降、おおむね5年ごとに推進計画を策定し、道が進める施策の具体的な展開方向を示しているところ。

第5期の推進計画が平成26年度で計画期間を満了することから、これまでの取組の点検・検証を実施し、第6期目となる推進計画を策定することとした。

2 主な策定経過

平成26年7月9日	第1回北海道食の安全・安心委員会 ・クリーン農業の現状と課題について審議
9月4日	第2回北海道食の安全・安心委員会 ・北海道クリーン農業推進計画の点検・検証について審議
12月5日	北海道クリーン農業推進計画（第6期）【素案】の道民からの意見募集（平成27年1月9日まで）
12月16日	第3回北海道食の安全・安心委員会 ・知事から同委員会に対して「北海道クリーン農業推進計画（第6期）の策定について諮問し、同計画【素案】について審議
平成27年2月5日	第4回北海道食の安全・安心委員会 ・北海道クリーン農業推進計画（第6期）【案】について審議
2月6日	北海道食の安全・安心委員会から知事に対して答申

食 政 第 7 1 8 号
平成26年12月16日

北海道食の安全・安心委員会
会長 服部 昭仁 様

北海道知事 高橋 はるみ

北海道クリーン農業推進計画（第6期）について（諮問）

このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

クリーン農業を推進していくため、今後、道が進める施策の具体的な展開方向を示す「北海道クリーン農業推進計画（第6期）」を定めるに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

平成27年2月6日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 服部 昭仁

北海道クリーン農業推進計画（第6期）について（答申）

平成26年12月16日付け食政第718号で諮問がありました北海道クリーン農業推進計画（第6期）【案】については、おおむね適当と認めます。
なお、本計画の推進に当たっては、次の事項について十分配慮してください。

記

- 1 本道農業が恵まれた自然条件を最大限に活かし持続的に発展していくため、道をはじめ市町村、農業者・農業団体、消費者など関係者が一体となって、土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の削減割合を高めるなど、これまで以上に環境保全の効果が高いクリーン農業の推進に努めること。
- 2 より環境保全の効果が高いクリーン農業の取組を推進していくため、試験研究機関と連携しながら、収量・品質を維持する安定した高度クリーン農業技術を開発し、生産現場への普及を推進すること。
- 3 クリーン農産物の生産及び流通・消費を拡大していくため、消費者に対する認知度の向上につながる YES!clean 農産物の店頭での陳列機会の確保などや、YES!clean 農産物を用いた加工食品への取組を一層推進すること。
- 4 クリーン農業の取組が消費者等から一層の理解と信頼を得るため、クリーン農業が果たしている環境保全効果を広く消費者等に分かりやすく発信するよう努めること。

第4期北海道農業・農村振興推進計画（平成23年3月策定）抜粋

北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）抜粋

（環境と調和した農業の促進等）

第15条 道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

V 農業・農村の振興に関する施策の展開方向

1 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

（3）環境と調和した農業の推進

ア クリーン農業などの積極的な推進

環境との調和に配慮したクリーン農業の取組を広く道内に普及し、北海道農業のスタンダードとすることをめざした、クリーン農業の一層の普及拡大を推進するとともに、より安全・安心な農産物を求める消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とする有機農業、自然循環型畜産の取組を推進します。

（7）クリーン農業の一層の推進

- ・ クリーン農業技術の効果を最大限に発揮させて、クリーン農業の普及拡大を図るため、健全な土づくりを推進するとともに、クリーン農業を支えるたい肥施設の整備や排水改良、土層改良等の農業生産基盤の整備を推進します。
- ・ YES!clean 表示制度に取り組む産地の育成・拡大による YES!clean 農産物の生産拡大のため、農業者への YES!clean 表示制度の普及・啓発や、生産集団への技術指導などの支援を進めるとともに、エコファーマーの育成を通じて、クリーン農業の普及・拡大を推進します。
- ・ 消費者などへの YES!clean 表示制度の普及啓発とともに、マスメディアや農業者が消費者へ直接販売する機会の積極活用などによる PR 活動、外食産業での利用拡大、食品加工における需要拡大など、YES!clean 農産物の流通・消費の拡大を推進します。
- ・ 化学肥料や化学合成農薬を大幅に削減する取組を支援するため、高度なクリーン農業技術の開発・普及を進めるとともに、家畜排せつ物の適正処理と活用など、農業生産に伴う環境負荷低減の取組を推進します。
- ・ クリーン農業による環境保全への効果の評価や情報発信など、クリーン農業への道民の理解を深めるための取組を推進します。

（4）持続性の高い有機農業の推進

- ・ 地域の有機質資源を最大限に活用する北海道らしい地域資源循環型の有機農業を推進します。
- ・ 地域ぐるみの有機農業を推進するため、地域における有機農業者間の結び付きを強め、地域ぐるみの取組に拡大できるよう、有機農業者間の連携体制の構築を促進します。
- ・ 有機農産物の収量・品質を安定させる技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくりや効率的な雑草の防除・土づくりに関する技術などの開発・普及をするとともに、先進的農業者が有する実践技術の普及を推進します。
- ・ 有機農産物の流通・消費の拡大を図るため、有機農業に取り組む生産者と消費者・実需者等との交流を促進し、その連携を強化するとともに、関係機関と連携・協力し有機農産物の積極的な PR などを推進します。
- ・ 有機農業に新たに取り組む農業者を支援するため、有機農業における経営安定化方策の確立に向けた、経営指標の作成などの技術開発を推進します。

（9）自然循環型畜産の推進

- ・ 地域内での自給飼料の確保をめざし、草地基盤の計画的な整備のほか、家畜排せつ物の適正処理と活用や、地域の実情に応じた放牧技術の導入など、自給飼料基盤に立脚し環境と調和した自然循環型畜産を推進します。
- ・ 家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理を進め、家畜を快適な環境で飼育することにより、安全で良質な畜産物を供給する取組を推進します。

北海道食の安全・安心基本計画【第3次】（平成26年3月策定）抜粋

北海道食の安全・安心条例（平成17年3月31日北海道条例第9号）抜粋

（農産物の安全及び安心の確保）

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3部 講じる施策

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

ア クリーン農業の推進

◎ 現状と課題

道では、たい肥等の投入による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなどの環境との調和に配慮したクリーン農業に取り組んできており、今後、クリーン農業を本道農業のスタンダードとすることを目指して、総合的な取組を進める必要があります。

開発したクリーン農業技術は拡大してきていますが、一層の開発推進、特に化学肥料や化学合成農薬を5割以上削減した栽培については、気象や土壌条件等により収量や品質が低下するなどの課題を抱えており、その安定化等に向けた新たな技術開発などが求められています。

クリーン農業の取組により生産された農産物に対する消費者の理解と信頼を高めるため、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示しており、YES!clean農産物の生産集団や作付面積は着実に増えていますが、その生産量はまだ少なく、登録集団の育成や生産の拡大の促進を図ることが必要です。YES!clean表示制度に対する消費者、流通企業等の理解も十分と言えないことから、これらに対する認知度を高めることにより、流通・消費の拡大を進めることが必要です。

◎ 施策の目標

消費者や流通業者・外食産業などと連携しながら、YES!clean農産物やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産と流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

◎ 指標

- * YES!clean農産物表示制度登録生産集団数
24年度 390集団 → 26年度 530集団
- * YES!clean農産物作付面積
23年度 14,960ha → 26年度 27,000ha
- * エコファーマーの認定数
24年度 7,166件 → 26年度 8,500件

◎ 主な取組

● クリーン農業技術の開発

- 複数の防除技術を組み合わせて病害虫の発生密度を抑える総合的病害虫管理（IPM）技術など、化学合成農薬の使用の削減に向けた技術開発を推進します。
- 作物の吸収効率が高い化学肥料の施用技術や有機質肥料の効果的な施肥システムなど、化学肥料の使用の削減に向けた技術開発を推進します。
- クリーン農業の一層の普及拡大に向けて、クリーン農業技術の導入に伴う経営的な評価手法の開発を推進します。
- 収量・品質を維持しながら、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上削減する高度なクリーン農業技術の開発を推進します。

●クリーン農業技術の普及

- 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう、クリーン農業技術を作物別及び地帯別に体系的に組み立てた技術体系資料を作成・配布するとともに、関係団体と連携した研修会を開催するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。
- クリーン農業技術による病害虫の効果的な防除を進めるため、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報を提供します。
- クリーン農業技術の導入に地域ぐるみで取り組む意欲のある地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等に関係機関が一体となって支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。
- 国の支援制度の活用などにより広がりを見せている化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅（5割以上）に削減する先進的な取組に対し、高度なクリーン農業技術の開発・普及により生産の安定化を支援します。

●クリーン農産物の生産支援対策

- 北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、農業者に対してYES!clean表示制度の普及を行うとともに、同表示制度への登録を目指す生産集団への技術指導や栽培基準づくりを支援します。
- YES!clean表示制度に登録している生産集団に対し、農業改良普及センターによる栽培技術の向上に向けた技術指導を展開し、生産する品目や作付面積の拡大など、YES!clean農産物の生産拡大を推進します。
- 環境保全に配慮した持続的生産方式の導入計画を認定するエコファーマー認定制度を農業者に対してPRするとともに、技術導入に向けた指導等を通じてエコファーマーの育成を推進します。

●クリーン農産物の流通・消費対策

- 北海道クリーン農業推進協議会の活動を支援し、YES!clean表示制度の普及やマスメディアや北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりんだね」を活用したYES!clean農産物のPR活動を推進します。
- 関係団体と連携して産地と企業の交流会を開催するなど、生産者と消費者・流通業者等を結びつける活動を通じ、YES!clean農産物に対する理解の促進や実需者ニーズを把握する取組を推進します。
- 北のめぐみ愛食フェアなど、農業者が消費者へ直接販売する機会の活用等により、YES!clean農産物の消費者へのPRと認知度の向上に努めます。
- YES!clean農産物を原料とした農産加工品に対するYES!cleanマークの適用拡大に向けて、表示基準の策定や食品加工業者へのPR活動を強化するなど、食品加工における需要の拡大を促進します。
- 子供たちへの安全・安心な農産物の提供と地域における地産地消を促進するため、YES!clean農産物の学校給食での活用に向けた取組を進めます。

●クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

- 家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。

イ 有機農業の推進

◎ 現状と課題

化学肥料や農薬を基本的に使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、YES!clean栽培の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、安全・安心な農産物を求める消費者からも期待が寄せられており、農業の持続的な発展を図っていく上で、こうした消費者ニーズに答えていくことが重要であることから、本道の多様な農業形態の一つとして推進する必要があります。

一方、有機農業は、技術面で多くの課題を抱えていることのほか、有機農産物の販売価格が割高で出荷ロットも小さく販路の確保が難しい状況となっていること、さらには消費者には有機農産物は肯定的に受け止められていますが、有機農業が本来有する機能（自然循環機能の推進、環境負荷の大幅な低減など）について、消費者に十分に理解されていない状況にあることから、有機農業に取り組む農家戸数は伸び悩んでいます。

このため、道では、25年3月に北海道有機農業推進計画（第2期）を策定し、この計画に沿って有機農業の普及・推進に努めています。

◎ 施策の目標

北海道の恵まれた自然や気象条件を生かし、環境への負荷を最小限にして、できる限り地域の有機質資源の有効活用や循環利用を行う北海道らしい資源循環型の有機農業を推進します。

◎ 指標

- * 有機農業に取り組む農家戸数
23年度 667戸 → 28年度 1,300戸

◎ 主な取組

- 有機農業の拡大促進
 - 有機農業の取組が地域ぐるみの取組に発展するよう、地域有機農家等のネットワークづくりを進めます。
 - 有機農業団体と連携・協力し、有機農家等の栽培技術の向上を図るための実践的な研修講座の開設、市町村やJAの職員等に対する有機農業に関する各種制度や栽培流通技術等の研修会を開催します。
 - 有機農産物の安定生産に向けた雑草抑制・除草対策や病虫害の抑制・防御技術、有機畜産技術等の普及啓発を行うとともに、有機農業技術の開発や技術情報を提供します。
- 有機農業への新規参入の促進
 - 有機農業への新規参入を円滑に進めるため、公益財団法人北海道農業公社担い手支援部（北海道農業担い手育成センター）と有機農業団体等との間で、研修受入農家の情報を相互に提供し、共有化するため、協議会を設立するなど、連携体制の構築に努めます。
 - 有機農業への新規参入希望者が、有機農業の実践的な研修を円滑に行うことができるよう、研修受入農家を増やすとともに、多様な研修ニーズに対応するため、研修受入農家を研修形態に応じてリスト化するなど研修情報の充実に努めます。
 - 有機農業への新規参入を円滑に進めるため、有機農業の実践技術の習得に必要な研修受入農家や全道各地での有機農業実践例及び有機農畜産物の販路まで、有機農業の新規参入希望者に必要な情報を総合的に紹介する資料の作成、有機農業への新規参入者等を対象とした研修会などを開催します。
- 有機農業への転換促進
 - 有機農業への転換を促進するため、先進的に取り組んでいる有機農家が現場で実践している有効な生産技術のポイント（有機農業技術のつぼ）を収集・整理した資料の活用や農業改良普及センター等の技術指導により、慣行農家の経営面積の一部を有機農業に転換する一部有機化（庭先有機）を積極的に促進します。
 - 有機農業の普及拡大を促進するため、市町村・JA等に対して研修会などの開催を通じて、有機農業の理解の促進を図り、地域における有機農業の推進体制の構築に向けた取組を進めます。
- 有機農業技術の開発・普及の促進
 - 病虫害に強い品種の開発など有機農業技術の開発を進めます。また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握するとともに、試験研究機関における研究開発に反映させるよう努めます。
 - 病虫害や雑草の防除技術の普及を進めます。また、有機農業を行おうとする者が有機農業に関する技術及び知識を習得できるよう、農業改良普及センターによる営農指導や情報提供の充実に努めます。
- 有機農畜産物の販路拡大
 - 有機農家や有機農業団体と流通・販売業者等が参加し、有機農畜産物の販路の確保に向けた情報や意見等を交換する場を設けるなど、有機農畜産物の販路の拡大に向けた流通業者等へのPR活動を促進します。

- 量販店等との連携を強め、有機農畜産物の特設コーナーの設置を進め、有機農家と消費者が対面して有機農業や有機農畜産物をPRするなど、消費者の有機農業への理解の醸成・信頼関係の構築を図り、有機農畜産物の需要の喚起に努めます。
 - 販売面での課題として、出荷経費が嵩むことやロットを確保できないことなどがあげられていることから、地域における有機農家のグループ化を促し、資材の共有化などによる流通経費の低減やロットの拡大・多品目化を促進します。
- 有機農業への理解の促進
- 広く道民にPRするため、道のホームページに有機農業に関する情報を掲載するとともに、マスメディアの活用を努めます。また、有機農業の実践ほ場を活用した現地セミナー等を開催するなど、有機農業への理解の醸成に努めます。
 - 地域の消費者を対象とした有機農業実践ほ場における農作業体験学習など、消費者と有機農家との交流から、環境にやさしい有機農業への理解の醸成を図るとともに、有機農業が多くの消費者に支えられて拡大できるよう、消費者と有機農家との結びつきを深める取組を推進します。
 - 手に触れ、食べてみることで、よりわかりやすく有機農業の価値等を伝えることができるため、直売所や地域レストラン、学校給食での活用などの地産地消の取組や料理教室などを通じた食育活動などとの連携を促進します。

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、Ⅰ又はⅡに示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

I 作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

Ⅱ 家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物の堆肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート （作物の生産）

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、作目ごとに点検する必要はありません。）
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
<p>1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7 生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する(原則として1年に1度)。
施肥	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。 ◎ 地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。 ② 土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。 ③ 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。
防除	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。 ◎ 次の取組のうち一つ以上を実行する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 ② 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 ◎ 農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。
廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く) ◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。
エネルギーの節減	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 ② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 ③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 ④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。 ② 作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。
生産情報の保存	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

<p>1 家畜排せつ物法の遵守</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>
<p>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</p> <p>家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>
<p>3 家畜排せつ物の利活用の推進</p> <p>循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>
<p>4 環境関連法令への適切な対応</p> <p>循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分に努めるなど適切に対応する。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>
<p>5 エネルギーの節減</p> <p>温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>
<p>6 新たな知見・情報の収集</p> <p>環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: auto;"></div>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物の利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

日本農林規格(有機JAS規格)の概要

1 有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号制定)概要

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的する。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採種場(自生している農産物を採取する場所をいう。)において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(有機農産物の生産の方法)(概要)

(ほ場の条件)

- ・ 使用を禁止している資材が飛来しないよう管理されたほ場で、種まきまたは植え付けの前2年以上の間、規定された肥培管理を行ったほ場であること。

(肥培管理)

- ・ 禁止された化学肥料は使用せず、認められた肥料や土を改良する資材だけで土づくりされていること。

(防除)

- ・ 害虫、病気、雑草対策は農薬を使用しない方法で管理すること。
- ・ 被害が大きい場合には、一部環境にやさしい農薬の使用が可能。

2 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号制定)概要

(目的)

第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的する。

(有機畜産物の生産の原則)

第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理的及び行動学的要求に配慮した家畜又は家きんから生産することとする。

(有機畜産物の生産の方法)(概要)

(有機飼料の給与)

- ・ 家畜糞尿等の還元により土づくりを行い、原則として過去2年以上化学肥料及び農薬を使用せずに生産された農産物由来の飼料を給与すること

(生理学的・行動学的要求を尊重した飼養管理)

- ・ 畜種等に応じた一頭当たりの最低面積が確保されていること

(動物用医薬品の使用制限)

- ・ ワクチン等を除き動物用医薬品及び抗生物質は予防目的で使用しないこと

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの概要

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」とは、農薬や化学肥料を使用しない農産物や使用量を削減して栽培された農産物の生産や表示について、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき一定の基準を定めたものです。

1 適用対象

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているものをいいます。

- ・ 野菜・果実（加工したものを除く。）
- ・ 乾燥調製した穀類・豆類・茶等

2 生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、次の2点を生産の原則とします。

- (1) 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
- (2) 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

3 特別栽培農産物とは

上記の生産の原則に基づくとともに、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている削減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、次の2点を満たす栽培方法により生産された農産物をいいます。

- (1) 削減対象農薬の使用回数が5割以下
- (2) 化学肥料の窒素分量が5割以下

4 特別栽培農産物の表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
削減対象農薬※：当地比5割減	
化学肥料(窒素成分)※：当地比5割減	
栽培責任者：○○○○	
住 所：北海道○○郡○○町△△	
連 絡 先：TEL□□□-□□□-□□□□	
確認責任者：△△△△	
住 所：北海道○○郡○○町◇◇◇	
連 絡 先：TEL□□□-□□□-□□□□	
削減対象農薬の使用状況 ^注	

(一括表示の枠外に表示する場合)

削減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
▽▽▽	殺虫	2回
◇◇◇	除草	1回

※ 削減対象農薬、化学肥料を使用しなかった場合、「栽培期間中不使用」と表示。

注 一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

注 使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称とする。

北のクリーン農産物（YES！clean）表示制度の概要



北海道安心ラベル

生産集団名	□□□□□□□□□□
代表者名(任意)	□□□□□□□□
登録番号	第□□□□□□□号
連絡先	□□□□□□□□□□
住所	□□□□□□□□□□
電話番号	□□□□□□□□
化学肥料使用量(窒素成分/10a)	○kg以下
慣行レベルとの比較	○割以上減
化学合成農薬成分使用回数	○回以下
慣行レベルとの比較	○割以上減
集団URL等(任意)	

北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

1 YES！clean表示制度とは

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の制度です。北海道クリーン農業推進協議会が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づいており、平成12年に制度がスタートし、16年産からは全道一律の数値基準に基づいた登録を行っています。

2 YES！clean表示対象農産物の要件

- (1) 道内で生産されていること。
- (2) 別に定める「登録基準」に適合していること。
- (3) 生産集団の定める「栽培基準」に基づいて生産されていること。
- (4) YES!clean農産物とそれ以外の農産物と分別収穫・保管・出荷されていること。

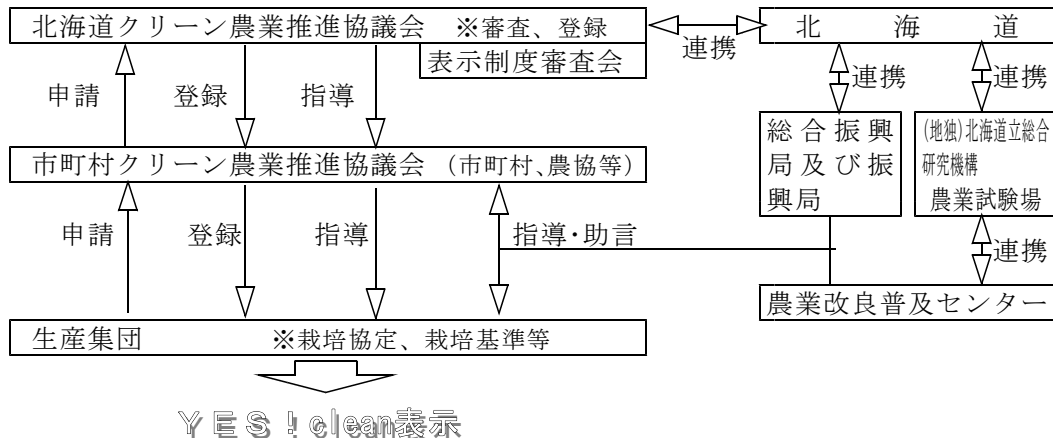
3 登録生産集団の要件

- (1) 表示を行う農産物を的確に生産、出荷する生産集団の管理体制が整備されていること。
- (2) 生産集団の構成員が依拠すべき栽培基準を作成していること。
- (3) 生産集団の構成員間で栽培協定を締結していること。
- (4) 生産集団の構成員が栽培履歴を記帳することが確実であること。
- (5) 生産集団のすべての構成員が、原則として前年に表示対象農産物を登録基準に適合して生産した実績を有していること。
- (6) 市町村クリーン農業推進協議会による指導体制が整備されていること。

4 YES！clean農産物登録基準の概要

種 苗	・遺伝子組換えのものを使用しないこと。
土壌診断	・定期的に土壌診断を実施し、診断結果に基づき、たい肥や化学肥料等を含めた肥料の使用量（「総窒素施用量」という。）の上限値を設定していること。
肥 料	・たい肥などの有機物の施用基準を設定し、土づくりを基本としていること。 ・化学肥料（窒素成分）施用量の上限値を設定していること。
農 薬	・化学合成農薬の有効成分使用回数を設定していること。
その他の基準	・水稲は、有人航空防除をしないこと。 ・ばれいしよは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

5 登録手続き等の流れ



持続農業法（エコファーマー制度）の概要

1 エコファーマーとは

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）」（平成11年法律第110号）に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（導入計画）」を都道府県知事に提出して、作物毎に認定を受けた農業者の愛称名です。

2 「持続性の高い農業生産方式」とは

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、「堆肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」の3つの技術すべてを用いて行われるものをいいます。

さらに、農林水産省令で「具体的な17の技術内容」（省令技術）が示されています。

技 術 名	技 術 内 容
1 たい肥等施用技術	① 堆肥等有機質資材施用技術 ② 緑肥作物利用技術
2 化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術
3 化学農薬低減技術	① 温湯種子消毒技術 ② 機械除草技術 ③ 除草用動物利用技術 ④ 生物農薬利用技術 ⑤ 対抗植物利用技術 ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦ 土壌還元消毒技術 ⑧ 熱利用土壌消毒技術 ⑨ 光利用技術 ⑩ 被覆栽培技術 ⑪ フェロモン剤利用技術 ⑫ マルチ栽培技術

3 都道府県が定める導入指針

都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（導入指針）を定めることとなっています。

道では平成12年3月に策定し、現在、100の作物で具体的技術等を示しています。

4 持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定

認定を受けようとする農業者は、導入計画（目標年:原則5年後）を作成し、知事に提出します。

【認定要件】

- ① 持続性の高い農業生産方式の3つの技術（それぞれの技術ごとに1つ以上）すべてを用いること。
- ② ①の3つの技術のうち最低1つを新たに導入すること。
- ③ 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めること。

5 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

農業改良資金（無利子）の貸付に関する特例

償還期間の延長 10年（うち据置3年） → 12年（同3年）

環境保全型農業直接支援対策の概要

1 経 過

- 国は平成23年度に、「農地・水・環境保全向上対策」から営農活動支援事業を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」へ移行させ、化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」制度を創設。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び本対策を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

2 内 容

化学肥料・化学農薬を5割以上低減の取組とセットで、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援。

(1) 対象者

農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者

(2) 支援対象取組

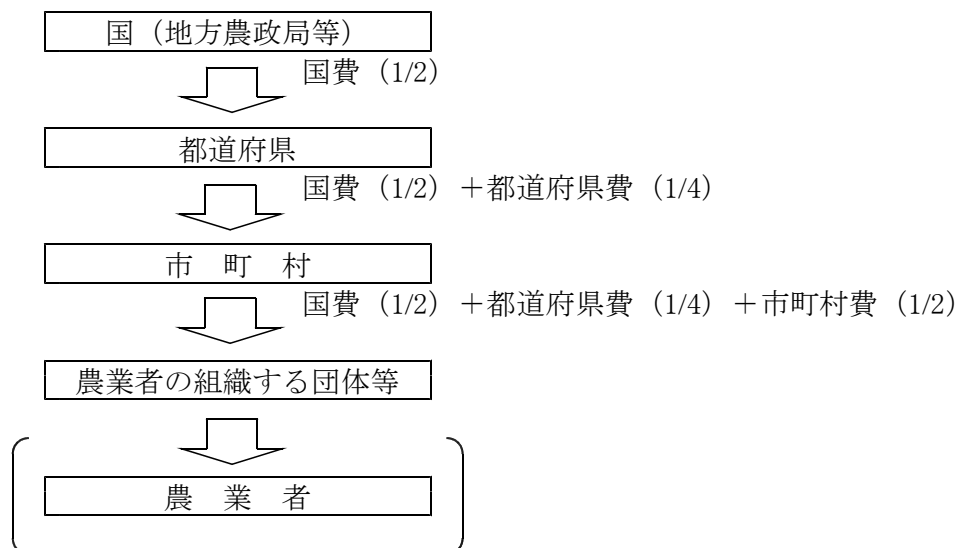
区 分	対象取組	10アール当たりの支援単価 (国、道、市町村の合計)
全国共通取組	カバークロープ	8,000円
	堆肥の施用	4,400円
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円 (3,000円)
地域特認取組	フェロモントラップ等	6,000円
	リビングマルチ	8,000円
	草生栽培	8,000円
	冬期湛水管理	8,000円

(3) 負担割合

国：1/2、道：1/4、市町村：1/4

(4) 交付ルート

平成27年度からは都道府県、市町村を通じて農業者の組織する団体等への支払



環境保全型農業に関する各種農産物表示制度

制度名	有機農産物検査認証制度	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	北のクリーン農産物 (YES! clean) 表示制度	エコファーマー制度
認証等機関	農林水産大臣が認可した登録認定機関 (県等の行政機関、公益法人、NPO 法人、株式会社)	なし (確認責任者の設定)	北海道クリーン農業推進協議会	北海道 (北海道は総合振興局及び振興局)
申請主体	生産行程管理者 (①生産者、②生産者グループ、③流通業者)	栽培管理責任者 (生産者、生産者グループ)	生産集団 (個人は不可)	農業者 (法人含む)
認証等の対象	生産行程管理者を認定 (生産物ごとの認定ではない)	「特別栽培農産物」 (次の基準を満たす農産物)	表示対象農産物ごとに生産集団を承認	作物毎の導入計画の作成者を認定 (農産物の認証ではない)
認証等基準要件	①化学合成肥料や農薬は原則使用しないこと (やむを得ない場合、使用できる資材あり) ②播種又は植付けの時点からさかのぼり2年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用していないほ場て栽培すること ③遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ④生産から出荷までの生産行程管理・格付数量等の記録を作成	当該農産物の生産過程等において使用される ①化学肥料の窒素分量 ②化学合成農薬の使用回数 地方公共団体の定める慣行レベルの5割以下であること	土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる農法 ①登録基準に適合していることなどの表示対象農産物要件を満たすこと ・たい肥等有機物の施用量 ・総窒素及び化学肥料窒素の施用量 ・化学合成農薬の使用回数 ・遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ②生産集団の管理体制が整備されていることなどの登録生産集団の要件を満たすこと	持続性の高い農業生産方式の導入計画 (5加年) を作物毎に策定すること ①たい肥等施用技術、化学肥料・化学農薬低減技術の3つの技術の全てを用いて行われること ②3つの技術のうち最低1つを新たに導入すること ③新たに導入する方式による作付面積が、当該作物全体の概ね5割以上を占めていること
表示方法	「有機」の名称を使う場合、有機JASマークを貼付 有機農産物に係る名称表示を規定 (例) 有機OO、オーガニックOO	「農林水産省ガイドラインによる表示」の文言とともに、農薬・化学肥料の使用状況など表示	YES! cleanのロゴマークと農薬・化学肥料の使用状況などを表示 (容器包装類に貼付・印刷又は票片の添付等)	・ロゴマークは、農産物に添付するシール、容器包装類、ホシ、フタ、名刺等に表示可能 ・使用者が特定できるよう都道府県名、使用者氏名又は認定番号を明記
申請方法	生産者→登録認定機関	なし	生産集団→市町村クリーン農業推進協議会 協議会→北海道クリーン農業推進協議会	農業者→JA→市町村 →総合振興局及び振興局 (道)
ロゴマーク		なし	 北海道安心ラベル	
根拠法令等	・JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 H11.7.22改正)、有機農産物の日本農林規格 (H12.1.20告示)	・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン (H15.5.26改正、16.4.1施行)	・北のクリーン農産物表示要領<北海道クリーン農業推進協議会制定> (H12.2.4制定、H15.9.25改正) ・加工食品におけるYES! cleanマーク表示要領 (H23.6.14制定)	※北海道では平成24年4月以降マークは使用できません。 ・持続農業法 (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律) (H11.7.28制定、H14.5.29改正)

北海道クリーン農業推進計画（第6期）

平成27年3月 発行

発 行 北海道

編 集 農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（内線27-696）

011-204-5431（直通）

FAX 011-232-7334

試される大地

北海道